

■雪下ろしなどの費用の一部を助成

対象 次に該当し、自力での屋根の除排雪が難しく、親族などの支援も受けられない世帯
ア 高齢者(65歳以上)のみの世帯
イ次に該当する障がい者のみの世帯

- ① 身体障害者手帳1〜4級または下肢・体幹機能障がい5〜6級
 - ② 療育手帳A1、A2、B1
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1〜2級
- ウアとイの該当者のみの世帯

※飛驒地域内(3市1村)に2親等内の支援できる親族(子ども)がいる世帯、市税の滞納がある世帯、生活保護世帯、生計中心者の市民税額が15万円を超える世帯は対象外

助成額

- ① 屋根の雪下ろし…上限3万円/回
 - ② 除排雪と運搬…上限2万円/回
 - ③ ①+②…上限5万円/回
- ※生計中心者の市民税額により、1回あたりの助成額や年間助成限度額(4・8・12万円)が決まります。
※助成決定後、助成券(1,000円/枚)を助成限度額分交付します。
申請 事前に申請が必要です。お早めにご相談ください。

その他 助成券を利用できる事業者の名簿は決定者に配布します。

助成券は支払時に事業者へお渡しください(お釣りは出ません)。助成額との差額は自己負担です。

問合せ 高年介護課 ☎57-5200

福祉課 ☎35-3356

■大雪時の通行規制にご理解を

「高山国道事務所からのお知らせ」

近年、雪が短期間で集中的に降ることが増えていきます。大雪時の道路では、車がたった1台スタックするだけで大きな支障となってしまう、立ち往生が発生します。

立ち往生を発生させないため、中部縦貫自動車道や国道41号を早い段階で通行止めにして、予防的・集中的な除雪を行うことがあります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

飛驒地域の雪や道路の情報は、「ひだ道ガイド」をぜひご利用ください。

問合せ 高山国道事務所 ☎36-3823



道路除雪の問合せ先

中部縦貫自動車道 国道41号	国土交通省高山国道事務所 ☎36-3823
国道41号以外の 国道、県道	高山土木事務所 ☎33-1111 古川土木事務所 (国府、上宝・奥飛驒温泉郷) ☎73-2911
市道または どこの管理か 分からない場合	維持課 ☎35-3340 各支所基盤産業課

高山地域 雪捨て場所

国府地域 雪捨て場所

苔川 天神橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	苔川 白馬橋~雁川原橋区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 八千代橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)
宮川 和合橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 万人橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 宮川大橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)
川上川 四十九院橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	川上川 太平橋上流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止) 	大八賀川 鶴ノ巣橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)
宮川 桜野公園区域 	荒城川 木曾垣内区域 	…雪捨て場所

- 利用時間は全ての場所で午前8時から午後5時までです。
- 利用時間を守り、早朝深夜の排雪はやめましょう。
- 家庭ごみなど雪以外の投棄はやめましょう。
- 雪は道路にはみ出さないように捨てましょう。
- 排雪時には付近のガードレールや街路灯などに気をつけましょう。
- ダンプトラックなどによる橋の上からの排雪はやめましょう。